				5,765MHzから 5,770MHzまで（注７）	
				5,770MHzから 5,810MHzまで	
				5,810MHzから 5,830MHzまで（注７）	
				5,830MHzから 5,850MHzまで（注13）	
19	10GHzから 10.25GHzまで	全ての電波の型式		10GHzから 10.025GHzまで（注７）	
				10.025GHzから 10.15GHzまで	
				10.15GHzから 10.18GHzまで（注７）	
				10.18GHzから 10.245GHzまで	
				10.245GHzから 10.25GHzまで（注７）	
20	［略］	［略］		［略］	

［備考１～備考８　略］

［注１～注15　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○国土交通省告示第五百三十五号

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成十八年国土交通省告示第百八十四号）を次のように改正したので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年七月十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の一部を改正する告示

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成十八年国土交通省告示第百八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。	平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

				5,765MHzから 5,770MHzまで（注11）	
				5,770MHzから 5,810MHzまで	
				5,810MHzから 5,830MHzまで（注11）	
				5,830MHzから 5,850MHzまで（注13）	
19	10GHzから 10.25GHzまで	全ての電波の型式		10GHzから 10.025GHzまで（注11）	
				10.025GHzから 10.15GHzまで	
				10.15GHzから 10.18GHzまで（注11）	
				10.18GHzから 10.245GHzまで	
				10.245GHzから 10.25GHzまで（注11）	
20	［同左］	［同左］		［同左］	

［備考１～備考８　同左］

［注１～注15　同左］